



横手市指令第3407号  
管理番号 第3-25号

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

所 在 地 横手市卸町8番14号

名 称（事業所） ヨコウン 株式会社

代 表 者 代表取締役 塩田 充弘

横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第1項の規定により  
一般廃棄物収集運搬業を許可する

(保管・積替えを除く)

1. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物（ごみ・粗大ごみ 及び  
特定家庭用機器廃棄物）

2. 有効期間 令和4年4月12日から

令和6年4月11日まで

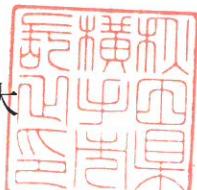
3. 業を行う区域 横手市 横手地域 及び 雄物川地域  
(ごみ・粗大ごみ)

※特定家庭用機器廃棄物については  
横手市全域を許可区域とする。

4. 許可条件等 関係法令並びに関係条例を遵守すること  
裏面の事項について遵守すること

令和4年3月22日

横手市長 高 橋 大



## 一般廃棄物収集運搬業 遵守事項

横手市一般廃棄物収集運搬業を許可するにあたり、次の事項を遵守すること

1. 収集運搬にあたっては、交通法規を遵守し、作業中の安全確保に努めること

- ① 運転中は必ず運転免許証と一般廃棄物収集運搬業従業員証を携帯すること
- ② 疾病、疲労、飲酒、その他の理由により作業中の安全確保が困難な場合には、他の者と交替すること
- ③ 制限速度を守り、道幅の狭い道路では、より速度を落として通行することまた、積み込みのため停車する際には他の交通の妨げとならないよう、周囲の安全に十分配慮すること
- ④ 万が一、事故等が発生した場合には人命救助を最優先するとともに、事業所及び生活環境課へ速やかに連絡すること

2. 収集運搬にあたっては、一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと

また事業系一般廃棄物を収集運搬する際は、車両前面に当該作業中である旨を表示すること

3. 車両及び機材等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理することまた、収集運搬時の故障・事故防止のため、日頃から車両及び機材の点検・整備を怠らないこと

4. 収集運搬の際には、廃棄物の飛散・落下及び汚水の流出等を防止するため、過積載に注意し、塵芥車使用の際、走行中は必ずリアカバーを閉めること万が一、収集運搬経路を汚したときには、速やかに清掃し原状回復に努めること

5. 車両及び機材等は、みだりに交通あるいは環境衛生上支障の生ずるおそれのある場所に置かないこと

6. 収集または運搬にあたっては、粗暴な言動、信頼を裏切る行為等により、市民からの信頼を損うことがないようにすること